

札幌市電停留場に設置されている傾斜路(スロープ)の
案内用図記号の表示の在り方について

— 当局の調査結果及び行政苦情救済推進会議の意見に基づき札幌市に参考連絡 —

北海道管区行政評価局は、次の行政相談を受け、実態を調査するとともに、行政苦情救済推進会議（座長：弁護士 曾根 理之）に諮り、同会議の意見を踏まえ、本日、札幌市に参考連絡いたしました。

【行政相談の要旨】

札幌市電の停留場「東屯田通」に設置されている傾斜路(スロープ)の路面上に車椅子模様のマークが表示されているが、同停留場は幅員が狭く車椅子での利用は困難であり、利用者に誤解を与えるものと思われるため、表示しないようにすべきではないか。

制度の概要

- 「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成 18 年国土交通省令第 111 号。以下「移動等円滑化基準」という。）において、傾斜路（以下「スロープ」という。）は、幅は原則 120 cm 以上であること、手すりが両側に設けられていること、スロープの両側には立ち上がり部が設けられていることが必要。
- 移動等円滑化基準では、スロープ等の付近にこれらの設備があることを表示する標識を設置することとしており、また、同標識は、日本工業規格（以下「JIS」という。）Z8210（案内用図記号）に適合することが必要。
- JISZ8210（案内用図記号）では、傾斜路を意味する「スロープ」について、表 1 のとおり、車椅子などが利用できるスロープと規定。

表 1 JISZ8210（案内用図記号）「スロープ」

番号	表示事項	図記号	記 事
5. 1. 10	スロープ Slope		図材: 車椅子に乗っている人の側面図及びくさび形のスロープ 機能: 車椅子などが利用できるスロープを表示

札幌市電停留場のバリアフリー化等改修工事の概要

- 札幌市は、「軌道運送高度化実施計画」（平成 25 年 4 月 8 日国土交通大臣認定）を作成し、同計画に基づき、i) 市電の「西 4 丁目」、「狸小路」及び「すすきの」の各停留場間に軌道を新設（以下「新線」という。）することによる路線のループ化、ii) 新型低床車両の導入及び iii) 既設線（新線を除く路線）の整備（全停留場の改修工事）を実施。

- このうち、既設線の整備で実施するバリアフリー化等改修工事について、同市は、新型低床車両の乗車口より乗降場の高さが低いため、既設線に設置されている全ての乗降場を15cmから30cmにかさ上げするとともに、①街路拡幅事業を行う区間等広幅員道路区間内にある停留場については、乗降場の幅員を150cm以上に拡幅した上でスロープを設置する一方、②街路拡幅計画のない狭幅員道路区間については、乗降場の幅員は既存の約80cmのままとしてスロープを設置。

当局の調査結果




- 平成29年度までに改修工事を終えた8停留場16乗降場のスロープの幅員及び案内用図記号の表示状況を調査した結果、表2のとおり、7乗降場（ロープウェイ入口（内回り）、石山通（内・外回り）、東屯田通（内・外回り）及び山鼻19条（内・外回り））のスロープの幅員は約82～90cmと移動等円滑化基準を満たしていない状況。
- このうち、4乗降場（東屯田通（内・外回り）及び山鼻19条（内・外回り））については、スロープの幅員が同基準を満たさないにもかかわらず、スロープの案内用図記号を表示し、3乗降場（ロープウェイ入口（内回り）及び石山通（内・外回り））については表示していない状況。

表2 8停留場におけるスロープの幅員及び案内用図記号の表示状況

停留場名	乗降場（内回り）		乗降場（外回り）	
	幅員	案内用図記号有無	幅員	案内用図記号有無
西4丁目	150cm以上	有	120cm以上	有
ロープウェイ入口	約84cm	無	120cm以上	有
石山通	約88cm	無(表3②参照)	約86cm	無
東屯田通	約83cm	有	約82cm	有(表3①参照)
山鼻19条	約90cm	有	約89cm	有
資生館小学校前	120cm以上	有	120cm以上	有(表3③参照)
すすきの	150cm以上	有	170cm以上	無
狸小路	125cm以上	有	125cm以上	有

- (注) 1 当局の調査結果に基づき作成した。
 2 網掛けは、移動等円滑化基準を満たさない4停留場7乗降場を示す。

表3 スロープの幅員と案内用図記号の表示例

①東屯田通（外回り）	②石山通（内回り）	③資生館小学校前（外回り）
		
<p>幅員は約 82cm、案内用図記号を表示</p>	<p>幅員は約 88cm、案内用図記号の表示なし</p>	<p>幅員は 120cm 以上、案内用図記号を表示</p>

（注）当局の調査結果に基づく。

- 札幌市では、スロープの幅員が移動等円滑化基準を満たさない場合であっても、杖を使っている利用者など車椅子利用者以外の利用者が利用できる場合があるとし、全ての利用者に対してスロープが存在することを案内するため、JISZ8210「スロープ」の案内用図記号を表示（現在、案内用図記号を表示していないスロープについても、今後同様に表示する予定）。

行政苦情救済推進会議の主な意見

- ① 車椅子利用者が幅員の狭いスロープを利用して危険な状況が発生させないように、移動等円滑化基準に適合するかどうかを踏まえて、JISZ8210「スロープ」の案内用図記号を表示すべきではないか。
- ② 移動等円滑化基準に適合しない設備については、一律に JISZ8210 の案内用図記号を表示するのではなく、代替的な表示方法などを考えてはどうか。



参考連絡内容

移動等円滑化基準に適合しない設備に JISZ8210 の案内用図記号を表示した場合、同基準に適合した設備であるものと誤解される可能性があるため、旅客施設利用者の安全確保等の観点から、以下の点を踏まえ、スロープに設置する案内用図記号の表示の在り方について検討することが望ましい。

- ① スロープがあることを案内するために、JISZ8210 に適合する標識を設ける場合には、当該設備が移動等円滑化基準に適合している場合とすること
- ② 移動等円滑化基準に適合しないスロープがあることを案内する場合には、代替的な表示方法とすること

【苦情救済推進会議とは】

- 行政苦情救済推進会議は、総務省に寄せられた行政に関する苦情のうち、判断の難しい問題や地域で重要な問題等の改善方策等について、高い識見を有する公正な第三者による意見を反映させることにより、国民的立場に立って問題の的確かつ効果的な改善を推進することを目的として、総務省本省及び全国 11 か所の管区行政評価局・行政評価事務所に設置
- 北海道管区行政評価局では、昭和 56 年8月から開催

〔行政苦情救済推進会議の構成メンバー〕

座長 曾根理之（弁護士）
中田和子（北海道女性団体連絡協議会会長）
原田伸一（札幌大谷大学社会学部非常勤講師）
神谷章生（札幌学院大学法学部教授）
宮脇 淳（北海道大学大学院法学研究科教授）
西田史明（札幌商工会議所中小企業相談所所長）
星 政良（北海道行政相談委員連合協議会会長）

（問合せ先）

北海道管区行政評価局 総務行政相談部
首席行政相談官 はぎわら 萩原
電 話：011-709-1803（直通）
FAX：011-709-1842
E-mail：hkd32@soumu.go.jp

